

水道水の水質管理に関する連携協定書

吉野川市と徳島市上下水道局（以下「協定締結者」という。）は、水道水の水質管理に係る業務の連携を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、徳島県水道広域化推進プランに基づき、協定締結者が水道水の水質管理に係る業務の連携を強化し、相互補完による相乗効果を発揮させることで、各々の水道事業をより円滑に運営することを目的とする。

（連携の内容及び範囲）

第2条 協定締結者は、本協定の目的を達成するため、次の事項について連携することとし、協議の上、内容を定めるものとする。

- (1) 水質検査に関すること
- (2) 水道水の水質管理に係る技術、知識の向上及び業務改善に関すること
- (3) その他、この協定の目的に沿うもの

2 本協定は、協定締結者双方が本協定の相手方以外と別途契約、協定、確認書などを締結することを妨げるものではない。

（費用の負担）

第3条 前条の広域連携に係る費用の負担方法については、協定締結者間で協議の上、別途、契約書に定めるものとする。

（情報開示）

第4条 協定締結者は、本協定に基づき相手方より開示を受け又は知り得た情報について、相手方の事前の承諾なく第三者に開示し又は本協定の目的以外に利用してはならない。ただし、法令により開示を求められたものについてはこの限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和8年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の前月末日までに、協定締結者が協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、期間満了の翌日から引き続き1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項若しくは疑義のあるとき、又はこの協定を変更する必要があるときは、協定締結者が協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、各々が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年10月27日

吉野川市鴨島町鴨島115番地1

吉野川市水道事業

吉野川市長 原井 敬



徳島市南前川町5丁目1番地の4

徳島市上下水道事業管理者

上下水道局長 石川 稔彦

